平成２３年（フ）第３４５号
広島市中区国泰寺町２丁目５番10―903号
債務者　秀島　裕美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２号
広島市南区南大河町５番11号
債務者　松尾　　智
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７号
山口県長門市西深川2023番地１
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第８０号
福岡県久留米市荒木町荒木1971番地５　東山コーポ203号
債務者　安徳　　明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１号
北九州市門司区大里本町２丁目５番７号
債務者　港　　信子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２号
北九州市門司区中二十町１番24―102号
債務者　長島　直治
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６号
北海道苫小牧市ときわ町１丁目19番８号　スイートハート101号
債務者　佐々木秀一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３０号
宮城県角田市佐倉字諏訪脇北95番地、住民票上の住所宮城県角田市梶賀字高畑南254番地１
債務者　玉手　明典
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３１号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡２丁目５番13号　ファウンテンパレス102号
債務者　渡邉江つ子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５４号
福島市野田町５丁目８番43号
債務者　川野　理枝（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
群馬県桐生市境野町７丁目226番地の１　ＲＣグランデ105号
債務者　新井　孝次
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第８号
群馬県桐生市境野町７丁目226番地の１　ＲＣグランデ105号
債務者　新井とし子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第９号
群馬県桐生市境野町７丁目226番地の１　ＲＣグランデ105号
債務者　新井　絢子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４０号
群馬県桐生市相生町２丁目588番地の70　メゾン清水202号室
債務者　須永　　俊
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４５号
群馬県みどり市笠懸町阿左美404番地１　あざみコーポ２―５号室
債務者　田中　照子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２４９号
埼玉県蓮田市大字笹山538番地の３
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
さいたま市西区三橋６丁目391番地２　ファミールメゾンＡ202、旧住所さいたま市北区大成町４丁目334番地　エンドレス大成１―205
債務者　加藤　拓郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係